

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年七月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コムプラザ総社

所在地 総社市井手字一本木一二六四番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社エディオン

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

(2) 名称 株式会社仁科百貨店

住所 倉敷市水島東常盤町一〇番五号

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

廃棄物等の保管施設の位置

（変更前）C棟 西側及び南側

（変更後）C棟 北側及び東側

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店及び閉店時刻

（変更前）C棟 午前九時から午後十時

(変更後) C棟 午前九時から午後十一時

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設C棟 午前六時から午後十時まで

(変更後) 荷さばき施設C棟 午前五時から午後十時まで

4 変更年月日

平成二十六年七月一日

二 届出年月日

平成二十六年六月十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年七月一日から同年十一月四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び総社市産業観光部商工観光課